

第八十六回  
帝國議院  
貴族院  
昭和二十年度一般會計歳出ノ財源ニ充  
ツル等ノ爲ノ公債發行ニ關スル法律案 特別委員會議事速記録第二號

○付託議案  
○昭和二十一年度一般會計歳出ノ財源ニ  
充ツル等ノ爲ノ公債發行ニ關スル法律  
○金資金特別會計法外五法律中改正法  
律案

昭和二十年一月三十日(火曜日)午前  
十時十四分開會

是カラ委員會ヲ開キマス、昨日ニ引續キマシテ御質問ニ對スル御答ヲ政府委

貢六次 律原 三九郎君

ノ豫定額ニ比シテ相當減少シテ居ルガ、ソレハ無用ノ經費ヲ豫算ニ計上シタ結果、決算上多額ノ不用額ヲ生ジタノハ

ドウ云フコトカト云フ御尋ガゴザイマシタ、ソレニ付テ御答ヘ申上ゲマス、申

限度ニ止メナケレバナラヌノデゴザイ  
マシテ、毎年度末近クニ相成リマシテ、

嘗該年度ノ決算見込額ニ調査致シマシテ、歳出財源ニ餘裕ガアリマス場合ニ於キマシテハ、其ノ限度ニ於キマシテ

公債發行ヲ差控フルヲ方針ト致シテ居ルノデゴザイマス、其ノ結果毎年度ノ

當額ノ發行差控額ヲ生ジテ居ルノデ  
ザイマシテ、其ノ額ヲ一般會計ニ付テ  
申上げマスト、昭和十二年度ニ於キマ  
シテハ二億千百餘萬圓、昭和十三年度  
ニ於キマシテハ三億二千二百餘萬圓、  
昭和十四年度ニ於キマシテハ四億二十  
九百餘萬圓、昭和十五年度ニ於キマシ

度一般會計歲出ノ財源  
ノ公債發行ニ關スル法第

# 二充律案特別委員會議事

# 事速記録第二號

○右、昨年ハ米作地帶ノ大旱魃ト北部  
ニ於ケル水害トノ天災ニ依リマシテ、  
○○石ト云フ米ノ收穫狀態アリマシテ、  
テ、米ノ增收ニ付キマシテハ各方面ヨ  
リ非常ナ努力ヲ拂ツテ居リマスニ拘ラ  
ズ、各種ノ惡條件ノ爲ニ、只今申上だ  
マシタヤウナ平年作ガ大體二千三四百  
萬石ト豫定致シテ居リマスガ、ソレヲ  
下廻ルト云フ狀況ニ相成ツテ居リマス

カーブ・マッハ・ロジスティクス 部門

道十四カス云ハナセテテヨウル 部

五 通 一 口 フ ハ 公 マ フ 日 ナ フ ラ ヴ ル 部

五 通十四カ月、ノ音ナシヨン一部

高橋書店・アーヴィング著「ハーバード・リクルートメント」

五是 一萬兩百八十五道十四分六厘八百四十五兩 還

新社 甚是 高調四十九五道十四カハ云ハリ日ソノヨン 部

正五枚社 位是 高納山ノノノ五 道十四方六云、ノ吉ヲシヨン 部

吉高社五以社、吉是、高納四ノ、ノ、五、道十四カ六云、ノ、吉ヲノヨン、即、

○委員長(侯爵徳川義親君) 只今大臣  
ガオイデニナツテ居リマスノデ、大臣  
ニ對スル御質問ハゴザイマセヌデセウカ、  
バ、此ノ際ドウゾ願ヒマス、大臣ニ對  
スル御質問ハゴザイマセヌデセウカ、  
外ニ何カ御質問ハナイデゴザイマセウ  
カ  
○諸橋久太郎君 大臣が御見エデゴザ  
イマスノデ申上ダマスガ、非常ニ多額  
ナ國家資金ノ放出ガゴザイマスノデ、  
「インフレーション」ノ傾向ガ非常ニ多  
イノデアリマスガ、之ニ對スル政府ノ  
對策ガドノヤウニ講ゼラレテ居ルノデ  
アリマセウカ

○國務大臣(石濱莊太郎君) 戰時財政  
ノ運行ニ付キマシテハ、實收入ヲ以テ  
之ヲ支辨致シマスコト極メテ困難ニア  
リマスノデ、其ノ多クノ部分ヲ公債ニ  
依リマスコトハ、勢ヒムヲ得ザル點  
デアルト思フノデアリマス、公債ヲ發  
行致シテ財政ノ運營ヲヤツテ行キマス  
場合ニハ必ず其ノ公債ヲ全部消化シテ  
シマフト云フコトハ、是ハ理想デハアリ  
マスガ、是亦今日ノヤウチ大キナ戰爭  
ノ場合ニ於キマシテハ出來得ザルコト  
デアルノデアリマシテ、孰ノ國ニ於  
キマシテモ公債ノ全額消化ト云フコト  
ハナカノムカシ問題デアリマ  
ス、孰レニ於テモ公債ガ多少殘ルノデ  
アリマス、又全國民總動員ヲ致シマシ  
テ働く力ナケレバ、イカスト云フコトニ  
相成ツテ來ルノデアリマスカラ、假令  
賃金ガ暴騰致サズトモ、賃金支拂ノ増  
加ト云フコトガ國全體トシテハ著  
シク殖エテ來ル傾向ニ相成ツテ來ルノ  
デアリマス、謂ハバ通貨ガ膨脹スル譯  
テ通貨ガ膨脹致シテ來ルト云フコトハ  
免レナイ現象デアルト思ヒマス、通貨

ノ膨脹ト同時ニ、矢張リ一般ノ物資、  
一般ニ消費致シマスル物資ガ減少ヲ致  
シテ來ルト云フコトモ、是亦戰時經濟  
ノ一ツノ特徵デアルノデアリマスカラ、  
多カレ少カレ、所謂「インフレ」状況ガ  
起ツテ來ルコトハ免レナイト思フノデ  
アリマス、併シナガラ此ノ傾向ヲ出來  
ルダケ抑止シテ、サウシテ此ノ戰爭經  
濟ノ運營ヲ圓滑ニシテ行クト云フコト  
ハ、戰爭經濟ニ於キマスル要諦ノ一ツ  
デアルト思ヒマス、昨今我が國ニ於キマ  
シテモ通貨ノ膨脹ハ相當著シノイノデア  
リマスガ、併シナガラ是等ハ各方面ヨ  
リ致シマシテ、此ノ通貨ノ膨脹ヨリ生  
ズル所ノ弊害ヲ防イテ行ク必要ガアル  
ト思フノデアリマス、一面ニ於キマシ  
テマスガ、併シナガラ是等ハ各方面ヨ  
リ致シマシテ、此ノ通貨ノ膨脹ヨリ生  
ズル所ノ弊害ヲ防イテ行ク必要ガアル  
ト思フノデアリマシテ、其  
ノ放出致サレル途ニ付キマシテハ、政  
府ト致シマシテモ戰爭ニ必要ナ資金ハ  
十分ニ廻スト共ニ、又出過ギナイヤウ  
ニ注意致シテ行ク必要ハ勿論アルト思  
ヒマス、斯カル見地カラ致シマシテ、  
財政ノ不要不急ト認メテレルモノニ付  
テハ、出來ルダケ之ヲ抑ヘテ行ク必要  
ガアルト思ヒマス、殊ニ産業資金ノ方  
面ニ付キマシテハ、大藏省ト致シマシテ  
ハ從來トモ骨ド折ツテ居ツタノデアリ  
マスガ、今後更ニ一層有效適切ニ此ノ  
資金ノ效率化ヲ圖ツテ行キタイトと思ツ  
テ居ルノデアリマス、斯カル見地ヨリ  
致シマシテ今回軍需會社ノ金融機關ニ  
關スル法律案ヲ提出致シテ御審議ヲ御  
願ヒシテ居ルヤウナ次第デアリマス、  
一度放出ヲ致サレマシタ資金ニ付キマ  
シテハ、出來得ル限り之ヲ回収ラ致ス  
コトガ必要デアリマスコトモ申ス迄モ  
ゴザイマセヌ、昭和十三年來貯蓄ノ増

此ノ食糧増產ノ爲ニハ幾多ノ費用ヲ計  
上シテ居ル譯デアリマス、同時ニ小運  
送ノ問題デアリマスガ、食糧が増產致  
サレマシテモ、ソレガ運搬が出来ヌト  
云フコトデアリマスレバ、ソレハ結局  
増產ガ出來ナイヤウナ状態ト同ジデア  
リマス、從ヒマシテ一方ニ於キマシテ、  
ハ此ノ小運送ノ強化ノ問題モアルノデ  
アリマス、又勞銀ノ問題モ勿論アリマ  
ス、殊ニ自由労務者ノ勞銀ノ問題デア  
リマスガ、此ノ自由労務者ノ勞銀ガユ  
ヨ一兩年非常ナ昂騰ヨ致シタコトハ御  
存ジノ通リデアリマス、是ハ數年來厚  
生省方面ニ於キマシテ、或ハ労務報國  
會ノ強化ヲ圖リ、又勞銀ヲ適正ナラシム  
ベク、或ハ罰則ノ新設等ニ依リ、各方面  
カラ致シマシテ、自由労務者ニ對シマ  
スル所ノ勞銀ノ昂騰ヲ抑ヘテ行カウト  
云フ計畫ヲ致シテ居ルノデアリマスガ、各  
方面カラ綜合的ニ色々々ナ施策ガ講ゼラ  
レマシテ、「インフレ」ヲ抑ヘテ行キ、  
サウシテ銃後ニ於ケル所ノ經濟秩序ト  
云フモノヲ保ツテ行ク必要ガアルダラ  
ウコトハ申ス迄モゴザイマセヌ、今回  
政府ニ於キマシテモ内閣總理大臣ヲ會  
長トスル所ノ物價審議會ヲ設ケマシテ、  
サウンシテ此ノ物價審議會ニ依ツテ綜合  
的な物價ノ規正ヲ行ツテ行キタイト思  
テ居ルノデアリマスガ、今日ノ段階  
ニ於キマシテハ、斯クノ如キコトハ絶  
對ニ必要デアルト存ゼラレルノデアリ  
マス、同時ニ又國民ノ方面ニ於テモ、  
ドウモ斯ウ「インフレ」氣味ニナツテハイ  
カヌト云フヤウナ考へ方カラ致シマシ  
テ、兎角此ノ資金ト云フモノヲ輕ク考  
ヘ、金ヲ馬鹿ニスルト云ツテハ語弊ガ  
アリマスガ、金ヲ輕ク考ヘル傾向ノナ  
イヤウニ、其ノコトヲ希望シテ居ル次  
第デアリマス

○諸橋久太郎君 有難ウゴザイマシタ、只今ノ問題ハ重大問題デゴザイマスノデ、ドウカ一層御努力ヲ願ヒマス、有難ウゴザイマシタ  
○委員長(侯爵徳川義顕君) 爰引續イテ大臣ニ對スル御質問ハゴザイマセウ  
○男爵周布達道君 私ハチヨツト、少シ直接ノ御質問デヤナインデスガ、丁度大臣ガ見エテ居ラレマスカラ、此ノ機會ニ伺ツテ見タイト思ヒマス、今間ノ税ノ改正デゴザイマスガ、ソレニ依リマシテモ、所謂新興所得者ト云フヤウナ方面ノ、金ヲ吸收スルト云フヤウナコトハ、出來テ居ラヌヤウデゴザイマスガ、是ハ色々問題ニナツテ居リマスケレドモ、今回ハ取敢ヘズ六種デゴザイマスカ、税金ヲ御上ニナル、是ハ手取早クテ非常ニ宜シイコトデスケレドモ、只今「インフレ」ニ付テノ御心配ノ御話ガ出マシタケレドモ、實例ヲ見マスト云フト、サウ云フ方面カラナカナカ盛ニ、所謂其ノ闇行爲ト云フコトガ實際ニ行ハレテ居ル、是ハ實地問題トシテ幾ラモ例ヲ聞イテ居リマスケレドモ、ナカカノ多分ニ流スノデアリマス、ソレガ世ノ中ノ「インフレ」ヲ非常ニ私ハ助長シテ居ルト思フノデアリマスガ、其ノ方面ヲ抑ヘマシテ、只今統合的ト云フ抽象的ノ御話モゴザイマシタケレドモ、無論ソレモ私ハ大原因ナンデスカラ、サウ云フヤウナコトハ、ベルベク早イ機會ニ御考へ下スツテ、何トカ方法ヲ此ノ方面ニ對シテ御執リツカ付テ考慮サレ、ソレヲ目下實行致シ  
○國務大臣(石渡莊太郎君) 自由勞務者ノ方面ノ課税ニ付キマシテハ、昨年賀屋大藏大臣ガ、特に源泉課税ノ方面



ノ賣出シニモ行カナイト云フコトニ相成ツテ來マスカラ、物資モ餘計ニ相成ツテ來ル、斯様ナコトガ循環致シテ行キマシテ、一時大分緩和致シタヤウナコトモアル、ソレハ又一面ニ於テハ闇物價モ落チル、斯ウ云フヤウナコトニ相成ツテ來タノデアリマス、昨今ハ冬枯れノ時期デアリマスノデ、多少野菜物等ノ配給モ一時カラ見タラ減ツテ居ルト思フノデアリマスガ、併シナガラ左様ナコトカラ考へテ見マスレバ、大體ハ私ガ今申シタ通りダト思フノデアリマスガ、是ハ現實ノ問題ニ取ツテ見マスレバ、矢張り此處ニ増產ト云フ問題ガ是非トモ必要ナノデアリマス、出來ル限り供給ヲ致ス、而シテ配給物資ヲト云フコトニ相成ルト思フノデアリマス、左様ナ見地カラ致シマシテ、私ハ反對ニ闇ト云フモノハ漸次減ツテ行クト云フコトニ相成ルト思フノデアリマス、左様ナ見地カラ致シマシテ、私ハ先程モ申上ゲマシタ通り、食糧ノ增產ニ於キマシテモ、麥、譜等ニ付キマシテ、相當大規模ナ增產ヲ行フ、殊ニ譜類ニ付テハ非常ニ大キナ增產計畫ガ立ト云フコトガ矢張り戰時ニ於テハ一ツノ大事ナ題目トシテ取上げラレネバナラヌ問題デアルト存ジマス、來年度ニ於キマシテモ、麥、譜等ニ付キマシテラレテ居ルノデアリマス、左様ナ增產計畫ノ結果物ガ出來テ來テ、國民ノ食糧ト云フモハノ心配ガ要ラヌ、斯様ナコトニ相成ツテ來マスレバ、此ノ食物ニ對スル闇ノ關係ト云フモノ自然減ツテ來ルト云フコトニ相成ツテ來ルカト思フノデアリマス、唯食料ノ中デモ砂糖デ

アルト力、サウ云フヤウナ外地カラ持ツテ來ルヤウナ物資、殊ニ海ヲ隔テ、遠方カラ持ツテ來ルヤウナ物資ニ付テガ、是ナクテハ生ギテ行カレナイト云モノヲ是正スル方向ニ進ムノニ力強イヤウナ、サウ云フヤウナ物資ガ相當豐富ニナツテ來ルト云フコトハ、一面カラ行キマシテ、銃後ノ闇物價ト云フモノヲ是正スルモノデアルト存ジテ居リマス

○男爵周布兼道君 只今具體的ナ御話ガゴザイマシタ、ソレニ付テ私モ具體的ニ申上げテ見タイト思ヒマス、東京都ニ於テノ御話デゴザイマシタ、實ハ東京都ハ今日私ガ聞ク所デハ、割合ニ此ノ頃配給其ノ他モ好クナツタト云フコトハ聞イテ居リマス、併シ東京都以外ノ都市ニ於テ、殊ニ小都市ナドハ、之ニ準ズルト申シマスカ、之ヲ見倣フヤウナコトニナツテ居リマス程度ノ都市ニ於テハ、非常ニ配給ガ少イ、サウ云フ實情ナドヲ私ハ知ツテ居リマスノデ、非常ニ心配ノ餘り先程御問ヲ申上げタノデアリマス、東京都ハ或ハ私ノ觀察ガ間違ツテ居ルカモ知レマセヌガ、兎ニ角人口モ多イノデアリマス、非常ニ重點的ニ矢張リ色々御考ニナリ、力ヲ盡シテ居ラレルガ、ソレ以外ノ小都市ナドニ於キマシテハ、少シ言葉ハ強イカモ存ジマセヌガ、相當慘メナ状態ノ所モアルヤウニ思ヒマス、サウ云フ所トハ、ソレハニ善處ハシテ居ルノデゴザイマセウガ、不思議ニ思フ位デアリガ實際上配給ヲ受ケテ居リマス物ダケデ、ドウシテヤツテ行ケルカト云フコトハ、ソレハニ善處ハシテ居ルノデゴザイマセウガ、不思議ニ思フ位デアリ

リマスガ、ドウカ地方ト申シマスカ、  
東京以外ノ方面ニモ、全般的ニ一ツ御  
考慮ヲ願ヒタイト思フノデアリマス  
○松本鑑君 私、昨日缺席シマシタノ  
デ、是カラ御尋ネスルコトハ、或ハド  
ナタカラカ御尋ニナツカトカト思ヒマ  
ス、若シ重複スルヤウデアリマシタラ、  
委員長カラ御注意ヲ願ヒマス、大臣ガ  
丁度オイデニナツテ居リマスカラ、サ  
ウシテ鑑ニ是ハ追溯ナ質問ノヤウデア  
リマスガ、法律關係ナドヲ能ク存ジマ  
セヌノデ伺フ譯デアリマス、此ノ法律  
案ト直接ノ關係ノアル譯デハナノイデ  
アリマス、間接ニハ相當重要ナ關係ガ  
アルト思ヒマス、ソレハ支那ノ物價ガ  
非常ニ昂騰シテ居リマスガ、ソレニ依  
ツテ日本ノ資本關係ニ相當影響ガアル  
ヤウニ思ヒマスノデ、中支方面ニ於ケ  
ル圓ト元トノ關係ハ、大體法定ノ割合  
ハ決ツテ居リマスガ、事實ニ於テハ其  
ノ割合ヲ突破シテ非常ニ差ガ出來テ居  
ルヤウニ思フノデアリマス、北支ニ於  
テハ圓元ハ「パー」デアリマス、在留日  
本人ガ相當長時間資金ヲ投ジテ事業ヲ  
ヤツテ居ツタ、物價昂騰、「インフレ」ノ  
結果、例ヲ北支ニ取ツテ見マスレバ、  
ソレガ是迄投資シタ金額ノ何十倍ト云  
フ金額ニ上ツテ居ルヤウデアリマス、  
是ハホンノ一例デアリマスガ、先達テ  
モ蒲團ヲ商ナツテ居ル者ガ、此ノ戰爭  
前ニ仕入レタ商品等ヲ引揚ニ依ツテ賣  
拂ツテ來ル、一ツノ蒲團ガ一圓圓位ニ  
ナツテ居ル、向フノ金トシテ引揚ノ資  
金ガ百萬トカ百五十萬トカニナツテ、  
北支ノ金ヲ持ツテ日本ニ歸ツテ來タ  
ガ、支那ノ内地ヲ旅行スル爲ニ、旅費  
二十萬圓位ノ金ヲ使ツテモ相當ニ圓ガ  
懷口ニ残ツテ日本ニ引揚ゲテ來ル、無

論北支ノ金ヲ日本ニ入レルニハ、資金ノ制限ガアリマスカラ、日本ニ現在人ラヌト云フコトニナツテ居リマスケレドモ、段々引揚ゲル者ガ多クナツテ、向フノ圓ヲコチラニ持ツテ來ルト云フ場合ニ於テハ、相當日本ノ内地ニ於テ思ハルノデアリマス、今日内地ニ於テモ相當「インフレ」ガ起ソテ居ル、「インフレ」ト云フコトガ嚴格ナ意味ノ「インフレ」デハナイガ、今日迄非常ニ脅カサレテ居ル、其ノ時ニ段々支那カラ引揚ノ人ガ多クナツテ、何十倍ニナツテ居ル圓ヲコツチニ持ツテ來ルコトニナルト、相當大キナ問題デハナイカト思ヒマス、私ハ十分研究シテ居リマセヌカラ、ソレ等ノ對策ヲモウ既ニ政府ニ御立テニナツテ居ルト思フノデアリマスガ、チヨツト伺ソテ見タトイ思ヒマス

ノ御方専トシテ、ト云フコトモ能ク分  
ルノデアリマスケレドモ、只今決ソテ  
居リマス程度ノ制限、或ハ其ノ制限ヲ  
ドウ云フ風ニスルカト云フコト、ソレ  
カラ支那カラヨコラヘ引揚ゲテ來ル、  
其ノ資金ヲ如何ニ之ヲ消化シテ行クカ  
之ヲ市場ニ出セバ大變ナコトデアリマ  
スガ、ソレ等ニ付テハ何カ具體的ナ御  
方針ヲ立ツテ居リマセウカ

ト云フヤウナコトガ一ツノ案ダラウト  
思ヒマス、今其ノ御答辯ヲ得テ満足デ  
アリマスガ、唯之ヲ本人ノ自由意思ニ  
委セテ措置ヲシマスカ、或ハ之ヲ法律  
デ拘束ト云フコトモ如何カトモ思ヒマ  
スガ、何カ是等ノコトニ付テ御対案ガ  
アルデアリマセウカホツテ置キマス  
○國務大臣(石渡莊太郎君) ソレハ爲  
替ヲ組ンデ、先方カラコチラヘ、支那  
カラ日本へ金ヲ入レマス際ニ、金ヲ送  
ル條件ニ致シテ實行致シテ居ルノデア  
リマスカラ、結局本人ト政府トノ間ノ  
金ヲ入レル條件デアリマス、ソレデ今  
後モ實行致シテ行キタイト思ツテ居ル  
次第デアリマス

テ居る人々ニ對スル此ノ點ヲドウ云フ  
風ニ調整シテ戴ケルカ、特ニ御考へ願  
ヒタイト思ツテ居ル點デアリマスガ、  
此ノ點ニ付テ何カ政府ニ於テ御考ガア  
リマセウカ、伺ツテ見タイト思ヒマス  
○國務大臣(石渡莊太郎君) 資蓄ノ割  
當ニ付キマシテハ、今日大體隣組ニ於  
キマシテ、都民稅、市民稅、左様ナ稅  
ヲ目標ニシテ、ソレニ依ツテ割當等ヲ  
行ツテ居ルノデアリマス、是ハ此ノ都  
民稅、市民稅ト云フヤウナモノハ、昔  
ノ戶數割ニ似タヤウナ所ガアルノデア  
リマシテ、實ハ町村ノ、比較的の經ツタ  
町村等ニ於テハ、才互ノ懷口工合等モ  
割合分ツテ居ルノデアリマスカラ、ソ  
レヲ標準ニシテ割當ナルト云フコトガ、  
比較的の平衡ヲ得テ居ルト思フノデ、從  
ツテオ互ノ間ノ不平ト云フコトモ比較  
的少イノデアリマスガ、殊ニ東京ノヤ  
ウナ大キナ所ガ、都民稅ト云フモノヲ  
標準ニシテ割當ナルト云フ結果ガ、アチラ  
デモコチラデモ色々ノ物議ヲ生ジテ居  
ノ實際ノ困難サガ起ツテ來ルト思フノ  
デアリマス、又實際今日都民稅ヲ標準  
ニシテ割當ナルト云フ結果ガ、アチラ  
デモコチラデモ色々ノ物議ヲ生ジテ居  
ルコトハ承知ヲ致シテ居ルノデアリマ  
ス、先般來大藏省ニ於キマシテ貯蓄會  
用委員會ト云フ非公式ナ委員會ヲ作リ  
マシテ、貴衆兩院ノ方ニモ來テ戴キマ  
シテ、三箇月ノ間、一週間ニ一回ヅ會  
議ヲ開キマシテ、サウシテ是等ノ割當問  
題等ヲ中心ニシマシテ、貯蓄ノ平衡化、  
公正化ヲ圖ルニハ、ドウシタラ宜イカト  
シテ、云フ御相談ヲ致シタノデアリマスガ、ソ  
レ等ノ結果ニモ基キマシテ、今回臨時  
資金調整法中ノ改正法律案ヲ提出致シ  
テ居ルノデアリマスガ、此ノ改正法律  
案ノ中ニ都道府縣市町村ヲ通ジマシテ  
委員會ヲ作リタイ、デ此ノ割當等ノ問題

ニ付テモ十分ニ研究モシ、又不服等ノ申出モ聽イテ、其處テヨク判断シタラ  
ドウカ、斯ウ云フヤウナ考ヘ方カラシ  
マシテ、左様ナ法律ノ改正案ヲ實ハ提  
出致シテ居ルヤウナ次第アリマス、  
段々税金モ高クナツテ來ル、貯蓄ノ額  
モ多クナツテ來ル、結局國民所得ノ全  
體カラ言ヘバ、負擔力ハアルト私共ハ考  
ヘテ居ル、又左様ナ筋道デアルノデア  
リマスケレドモ、所得ノ増加致シテ居  
ル人達ト、寧ロ孰レカト言ヘバ、所得  
ノ增加シナイ、又減少シテ居ル人達ト  
ガ、同ジヤウナ比率ノ下ニ今後此ノ貯  
蓄ノ割當ヲ負擔致シテ行クト云フコト  
ハ、ナカノ実際問題トシテハ困難ニ  
相成ツテ來ルト思フノデアリマスカラ、  
來年度ノ貯蓄ノ割當ニ付キマシテハ、更  
ニ一層慎重ナル態度ヲ執リタイト思ツ  
テ居ルノデアリマス、殊ニ俸給取ハ一  
方ニ於キマシテ職域ニ於テ貯蓄ヲ致  
シ、又地域ニ於テ貯蓄ヲ致シ、兩方面ニ  
於テ貯蓄ヲ致スノガ今日ノ普通ノ實例  
ニナツテ居ルノデアリマスカラ、此ノ  
間ノ調節ヲ如何致スカト云フコトモ極  
メテ重要な問題デアルト存ズルノニア  
リマス、サレバト云ツテ全國全體カラ言ヒ  
マスレバ、貯蓄ヲ減スト云フヤウナ狀  
況ニハ到底行カヌノデアリマシテ、昭  
和十九年ノ貯蓄目標額ガ四百十億ト云  
フノデアリマスガ、是ハ相當突破致ス  
實績ヲ示スクト疑ゴザイマセヌガ、併シ  
ナガラ來年ハ六百億ニ貯蓄ノ目標額ヲ  
致サネバ總テノ繰リ合セガムヅカシイ  
ト思フノデアリマスカラ、ドウシテモ  
六百億ヲ下ラヌト思フノデアリマス、  
行カネバナラヌト思ツテ居ルノデアリ  
マス、只今委員長ノ御尋ノアリマシタ

點ニ付キマシテハ、政府ト致シマシテ  
ハ最モ苦心ヲ致シテ、目下其ノ調整ヲ  
研究致シテ居ル次第アリマス  
○委員長(侯爵德川義親君) 大臣ニ對  
スル御質疑ガゴザイマスレバ  
○黒田英雄君 主計局長ニチヨツト御  
尋ネシタインデアリマスガ、先程政務  
次官ノ御説明デ、色々節約額ノ内譯等  
ノ説明ガアリマシタ、其ノ中ニ年金ニ  
付キマシテ、昭和十八年度ニ於テナ百萬圓  
百萬圓デアリマシタカノ節約ヲジ  
タ、其ノ結果公債ノ發行ガ減ツテ來タ  
ト云フヤウナ、一ツノ原因トシテ御話  
ガアツタノニアリマスルガ、此ノ歳出  
ノ方ヲ見マスト云フト、年金及恩給ニ於  
テ、年金恩給ハモウ逐年累加シテ參  
ツテ居ルコトハ過去ノ事實デアルノデ  
アリマスルガ、昭和二十年度ノ豫算ニ於  
テハ昭和十九年度ニ對シマシテ極ク僅  
カデアリマスガ、四百五十餘萬圓ノ減  
少ニ相成ツテ居ルノデアリマス、此ノ  
原因ヲ一ソ御説明ヲ願ヒタイト思フノ  
デアリマス、ソレト同時ニ、一方ニハ  
此ノ昭和十五年法律第六十九號中ノ改  
正デ大東亜戦爭ニ關スル一時賜金トシ  
テ交付スル爲發行スル公債ガ、本年度  
カラ見マスト云フト來年度ニ於キマシ  
テハ、八億六千五百三十萬圓ト云フモ  
ノノ増加ヲ計上サレテ居ル譯デアリマス  
スガ、是ナドガ、或ハ金鶴勳章ノ年金  
ガ一時賜金ニサレタト云フヤウナ關係  
モアルンデハナイカト思フノデアリマス  
スルガ、ソレ等ノ點ヲ、一ツ公債發行  
ニ關聯シテ御説明ヲ願ヒタイト思フノ  
デアリマス

ノ通りデゴザイマスガ、年々四千萬圓内外乃至八、九千萬圓ヅ増加致シテ參ツタノデアリマス、處ガ昭和二十年度ノ豫算ニ於キマシテハ、前年度ノ豫算ニ比較致シマシテ寧ロ減少致シマシテ、約五百萬圓位減少ノ豫算ヲ計上致シテ居リマス、之ノ起リマシタ原因ハ大體三ツ考ヘラレルト思ヒマス、第一ノ原因ト致シマシテハ、恩給受給者タル軍人ガ應召致シマシテ、其ノ爲ニ恩給ヲ受ケナクナルソレデ恩給ガ要ラナイト云フノガ第一ノ原因テゴザイマス、試ニ昭和二十年度ノ恩給年金ノ内容ヲ見マスト云フト、恩給ト致シマシテハ五億五千萬圓ヲ豫定致シ居リマスガ、其ノ中ニ於キマシテ、陸軍軍人恩給ガ一億八千萬圓、海軍軍人恩給ガ二千三百萬圓ト云フ程度ノ額ヲ占メテ居リマス、是ガ即チ在郷軍人等ニシテ應召致シマスル爲ニ、此ノ陸軍軍人恩給、海軍軍人恩給ト云フモノ所要額ガ減シテ參リマスノデ、其ノ爲ニ恩給額全體トシテハ増加シナクナルト云フコトデアリマス、殊ニ昨年夏以來應召ガ非常ニ殖エマシテ、其ノ關係ニ於キマシテモ、來年度ノ恩給の要額ガ少クナル見込デゴザイマス、第二ノ原因ト致シマシテハ、只今モ御話ニナリマシタ通り金鶴勳章年金ノ問題デゴザイマスガ、是ハ從來年金制デゴザイマシタノヲ、昭和十五年ノ四月カラダト思ヒマスガ、其ノ當時カラ一時賜金ノ制度ニ變リマシテ、年金制ガシテシタノデゴザイマス、其ノ爲ニ金鶴勳章年金トシテ所要ノ豫算額ハ漸次減少レル方々ノ御死亡等ニ依リマシテ減リマス、一方新タナル年金ハ起ラナイトシテ參リマス、即チ年金ヲ受ケテ居リマス、一方新タナル年金ハ起ラナイトシテ參リマス、即チ年金ヲ受ケテ居

金鷗勳章年金ガ一時賜金ニ變リマシテ、尤モ  
其ノ一時賜金ノ制度ト致シマシテハ、  
矢張リ東亞戰爭ニ關スル一時賜金ト  
シテ交付スル爲ニ起債法ニ依ルコトニ  
相成ツテ居リマス、ソレカラ第三ノ原  
因ト致シマシテハ、遺族扶助料ノ裁定  
ノ問題デゴザイマスガ、是ハ斯云フ  
際デアリマスカラ、遺族ノ方々ノ御困  
リニナラヌヤウニ、政府ト致シマシテハ  
事變以來、出來得ル限り多額ノ豫算額  
ヲ計上致シマシテ、サウシテ裁定ヲ急  
イデ參ツテ居ルノデアリマスガ、何分  
ニモ色々ナ事務輒湊等ノ爲ニ、政府ガ  
豫想シテ居リマス程度迄ハ裁定ガ進行  
致サナイト云フコトガアリマスノデ、  
其ノ爲ニ先程申上げマシタヤウニ、昭  
和十八年度ノ如キハ相當多額ノ不用額  
ヲ出サザルヲ得ナカツタ云フヤウナ  
状況デアリマスカラ、此ノ際ト致シマ  
シテハ、成ルベク真ニ必要ナル豫算額  
トハ、決シテ致サナイ積リデゴザイマ  
シテ、出來得ル限り裁定ハ急ギマシテ、  
若シ不足ヲ生ジマスレバ、次ノ通常議  
會ニ於キマシテ、追加豫算ヲ御願ヒシ  
テモ十分ニ間ニ合フコト考ヘテ居ル  
ノデアリマス、大體ニ於キマシテハ、  
以上三ツノ原因ノ爲ニ今回ハ増額ヲ致  
サナイ、五百萬圓バカリノ減少額デ以  
テ十分ニ間ニ合フ見込デ計上致シテ居  
ルノデアリマス、大東亞戰爭ニ關スル  
一時賜金トシテ交付スル爲ノ公債發行  
軍人遺族ノ爲ニ一時賜金ガ賜與サレル  
限度ヲ、今回増額スルコトヲ御願ヒ致  
シテ居リマスガ、是ハ支那事變以來大  
東亞戰爭ニ發展致シマシテ、死殲者ノ  
軍人遺族ノ爲ニ一時賜金ガ賜與サレル

時賜金ノ爲ニ必要デアル金額竝ニ今申シマシタ金鑄勳章ノ一時賜金、是等ノ爲ニ必要ナル金額ヲ必要ト致シマスノデ、其ノ爲ニ公債發行限度ノ増加ヲ御願ヒ致シテ置ク次第ゴザイマス、以上簡單デゴザイマスガ  
○子爵綾小路謹君 大藏當局ニ御尋ノ方ガアリマスレバ、私ノ御尋ハ、議題ニナツテ居ル法案直接ノ質問ニアリマセヌカラ  
○委員長(侯爵徳川義親君) 大藏當局ニ御尋ノ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得」ト法案ニゴザイマスガ、此ノ豫定ト致シマシテハ、借入金ハ只今ノ處全然豫定致シテ居リマセヌデ、公債ノ發行ノミヲ豫想致シテ居リマス  
○委員長(侯爵徳川義親君) 外ニ、大藏省ニ對スル御質問ガアリマシタラバ、ドウズ  
○子爵綾小路謹君 朝鮮總督府ノ政府委員ノ方ニ伺ヒタイト思ヒマスガ、朝鮮ノ米穀事情ト供出ノ模様ヲ伺ヒタЙト思ヒマス  
○政府委員(水田直昌君) 御答ヘ致シマス前ニ、先程私御答フ留保シテアリマシタガ、數字ニ付テチヨツト申上ゲサセテ戴キマス、此ノ法律案ノ中ニアリマスガ、米等ノ獎勵金、報奨金ハドレ位ノ金額ヲ必要トスルカト云フ御質問デゴザイマシタガ、御承知ノ通り此ノ獎勵金、報奨金ノ制度ハ、昭和十九年ノ產米カラ行ハレルト云フコトニナツテ居リマス、朝鮮關係ノ米穀等ニ對スル是等ノ所要金額ト致シマシテハ、

總額四千九百四十六萬圓ニナツテ居リマス、其ノ中二千九百十二萬圓ガ十九年度ノ既定豫算デ賄フコトニ相成ツテ居リマス、殘額ハ將來必要トスル金額ニ相成ツテ居リマス御了承ヲ願ヒマス、只今御質問ノ朝鮮ニ於ケル食糧ノ事情ハ如何デアルカ、米等ノ供出ノ有様ハドウカト云フ御問ヒデアリマス、先程モチヨット申上ゲマシタヤウニ、昭和十四年以來朝鮮ノ食糧事情ハ兎角不調勝チデゴザイマシタ、一昨年ノ昭和十八年ノ秋ニ穫レマシタ米一昨年ノ十一月カラ昨年ノ十月迄ノ間ノ食糧ノ狀況ヲ先づ申上ゲマスレバ、昭和十八年ノ秋ニハ米ガ凡ソ〇〇〇石程穫レマシテ、昨年ノ麥ハ、是ハ食糧ハ米ト麥ト雜穀ガ殆ド大部分デアリマス、朝鮮ニ於キマシテハ、米四分、麥、雜穀六分、米ノ方ガ食ベルノガ少ウゴザイマス、一昨年秋ニ〇〇石程穫レマシタ、昨年ノ夏ノ麥ガ、平年作ハ八百六十萬石デアリマスガ、約〇四分、麥、雜穀六分、米ノ方ガ食ベル割近ク增收ニ相成リマシテ〇〇〇石程穫レマシタ、ソレカラ昨年ノ年度ニ屬スル雜穀ガ凡ソ平年作程度デ〇〇〇石、是等ヲ合計致シマシテ、其ノ外ニ滿洲カラ雜穀〇〇〇石入レル、内地、滿洲、朝鮮ノ當局間ノ話合デ〇〇〇石入レルト云フコトニ相成ツタノデアリマテ、彼此致シマシテ、供給力ガ米ト麥ト雜穀ト滿洲カラ輸入スル雜穀ト合セマシテ、凡ソ〇〇〇石程ニ相成リマシタ、斯ク致シマシテ、内地其ノ他必要ナル方面ニ〇〇石ノ米ヲ朝鮮カラ出ス、斯ワ云フ計畫デ食糧ヲ賄ツテ參リマシタ、結局朝鮮内ニ於キマシテ、昨年中ニ消費致シマシタモノガ、今申シマシタ差引勘定ヲ致シマ

シテ、凡ソ〇〇石ト云フモノガ朝鮮内  
ニ於テ純粹ニ消費セラレタモノデアル、  
斯ウ云フヤウニ御考ヘ願ツテ宜シウゴ  
ザイマス、然ラバソレダケデ食糧ヲ賄  
シテ割合ニウマクヤレテ來テ居ルカト  
申シマスト、率直ニ申シマシテ、非常  
ニ窮屈デゴザイマシタ、昨年ノ五月  
六月ノ端境期、丁度麥ノ穫レマス前ナ  
ドハ、地方ニ移リマスルト、山野草ヲ  
採ツテ食ベマスノハ勿論デアリマスガ、  
江原道、咸鏡南道アタリ、我々旅行シ  
テ見マシテ汽車デ御覽ニナツテモ、チ  
ヨツト其ノ當時眼ニ着キマシタガ、松  
ノ手ノ届ク程度ノ三四尺ノ間、松ノ皮  
ガスツカリ剥ガサレル、是ハ松ノ皮ノ  
薄皮ヲ食糧ニ採ツテ食ベル、コソナヤ  
ウナ狀況デアリマシタ、非常ニ窮屈シ  
タ事情デアリマシタ、昨年八月初メニ  
阿部總督ノ御署任ニナリマシタ當時  
モ、食糧ニ付テハ隨分逼致シテ居リマ  
シタ、形式的ハ一人當リ二合三勺ノ  
配給、是ハ米ト雜穀、豆、全部ヲ合セ  
テ二合三勺ト云フコトニナツテ居リマ  
スガ、我々京城ニ居リマス者モ〇〇ト  
云フ程度デアリマシテ、何トカシテ豫  
定ノ二合三勺タケハ、或ハ搗滅リノ減  
少トカ、其ノ他色々ナ方策ヲ講ジテ、  
豫定ノ二合三勺迄ハ何トカシテ配給サ  
セタイント、斯ウ云フ阿部總督ノ御考  
デ、ソレニ付テハ食糧富局ハ苦心致シタ  
次第デアリマス、併シナガラ何ト申シ  
マシテモ、内地其ノ他ノ方面ニ米ヲド  
ウシテモ供出シナケレバナラスト云フ  
ノデ、朝鮮ト致シマシテハ、只今申シ  
タ數字デ何トカ今日迄切抜ケテ參ツタ  
アルカ、昨年ノ十一月カラ始メマシテ今  
年ノ十月迄ノ今年ノ狀況ハドウデアル  
カト申シマスト、是モ先程申上ゲマシ

タヤウニ、昨年ノ米ノ収穫ガ非常ニ悪  
凡ソ○○石ノ減收ノ○○石、平年作ニ  
較ベマシテ約○○石ノ減收ト云フコト  
ニ相成ツテ居リマス、實ハ此ノ米ノ收  
穫量ニ付キマシテハ、何ト申シマスカ、  
ドウモ少シ農民ノ方ニ含ミガアル數字  
ニナツテ居ルノヂヤナカナト云フ風  
ニ見ラレタ方モ、一部ニハ行ハレテ居ソ  
タヤニ見受ケルノデアリマスガ、ドウ  
モ今年ノ状況ハ、我々見マシテ率直ニ  
申シマシテ、寧ロ農家ガ手ニ持ツテ居  
ルノガアルト云フナラバ、是ハ事態ト  
シテ非常ニ宜イト思ヒマスガ、是ハ道  
義的ニ見マスレバ別デアリマス、併シ  
是ガ實ハ非常ニ含ミガゴザイマセヌデ、  
ギリ／＼ノ數字ノヤウデゴザイマス、  
ト申シマスノハ、別ナ方面カラ觀測致  
シマシテ、東拓ガ全鮮ニ農場ヲ有ツテ  
居リマシテ、是ハ地主トシテ土地經營  
ヲシテ居ルコトハ御承知ノ通リデアリ  
マスガ、東拓ノ小作料收入ト云フモノ  
ヲ昨年ト今年ト比ベテ見マスト、小作  
料收入ガ約一割何分カ減ソテ居リマス、  
昨年ノ○○石ト云フノニ比ベテ一割減  
收ノ○○石ト云フギリ／＼ノ數字ノヤ  
ウデアリマス、之ニ對シマシテ雜穀ハ  
幸ヒ昨年穫レマシタノガ平年作○○石  
デアリマスガ、是ハ矢張リ○割餘ノ增  
收デ○○石穫レマシタ、來ルベキ五六  
月ノ麥ガ平年作ノ○○石程穫レルト致  
シマスルト、今ノ○○石雜穀ノ○○  
石、麥ノ○○石、之ヲ彼此加ヘマスト  
約○○石近クニ相成リマス、ソレニ對  
シマシテ人口ノ増加其ノ他ニ伴フ消費  
ノ増ヲ見込ミマスト、矢張リ○○石ト  
云フ風ニナリマス、消費ノ方面ハ、昨  
年ガ○○石デ消費ヲ賄ツテ來ミシタガ、  
ソレニ人口ノ増加其ノ他ノ消費増ヲ見

之ニ對スル供給ガ、只今由上ダマシタノデヤナイカ  
テ居リマス、併シ麥作ニ付キマシテハ  
壇產計畫モ立テ居リマスシ、有ラユ  
ル努力ヲ拂ヒマシテ、此ノ夏ニ穫ルベ  
キ麥ヲ昨年ト同ジ位、或ハソレ以上獲  
ラウト云フコトデ折角努力中デアリマ  
スノデ、斯様ニ致シマスルト、何ト力  
ソコラ昨年位ノ程度トシノトシニ行ク  
ノデヤナイカト見テ居リマス、併シナ  
ガラ内地ニ對スル米ノ供出ハ、是ハ何  
トシテデモ朝鮮トシテハ出來ルダケノ  
コトハシナケレバナリマセヌノデ、只  
今ノ處デハ今申シダヤウニ麥ノ或程度  
豐作ヨ豫定致シマシテ、大體トシノト  
ト云フ數字デアリマスガ、更ニ芋ヲ食  
ペルトカ、或ハ場合ニ依ツテハ山野草  
ヲ食ベルト云フコトデ、何トカシテ○  
カラ入レテ戴キ、朝鮮自體トシテ今申  
シタヤウナ狀態デアリマスガ、何トカ  
○○石程度ノ雜穀、是ハ運輸關係モアリ  
マスルノデ、○○石程度ノ雜穀ヲ滿洲  
ヲ食ベルト云フコトデ、何トカシテ○  
○石程度米ヲ捻出致サウ、滿洲カラ○  
ト云程撿出致シマシテ、○○石程度  
ノ米ハ、内地其ノ他ノ必要ナ方面ニ朝  
鮮トシテハ出サセ戴ク供出ラスル、  
今ノ處斯ウ云フ風ノ計畫デ進シデ居  
テ居リハシナイカト思ヒマスガ、行政  
ニト云フ風ナコトヲヤカマシク申シマ  
シテ、實嚴宜シキヲ制スルヤウニ指導  
ノ當局ト致シマシテハ、末端ニ迄中央  
ノ考ヘテ居ルコトガ能ク徹底スルヤウ  
ト云フヤウナ點、モ一二ノ例トシテ入ツ  
ル譯デアリマス、食糧ノ供出  
ノ面ニ付キマシテハ、皆サソノ御耳ニ  
モ少シ酷イヤリ方ラスルノデヤナイカ  
ト云フヤウナ點、モ一二ノ例トシテ入ツ  
ル譯デアリマス、食糧ノ供出  
ノ當局ト致シマシテハ、末端ニ迄中央  
ノ考ヘテ居ルコトガ能ク徹底スルヤウ  
ト云フ風ナコトヲヤカマシク申シマ  
シテ、實嚴宜シキヲ制スルヤウニ指導

ハ致シテ居リマスガ、何ト申シマシテモ、今年モ矢張リ今申シタヤウニ約〇  
○石ハドウシテモ出サウト云フコトヲ  
デ、米ノ買上モ〇〇石ト云フコトヲ豫  
定シテ居リマスノデ、此ノ食糧ノ供出ノ  
問題ニ付キマシテハ、朝鮮ノ何ト申シ  
マスカ延イテハ治安ノ問題ニモ轟ク所  
ガアリマスノデ、行政ノ當局トシテハ  
ソレドヽ適當ナ措置ヲ執ルヤウナ苦心  
ヲ致シテ居ル次第アリマス  
○子爵綾小路謹答 次ニ御伺ヒ申シタ  
イノハ、勞働力ノ問題デスガ、最近内  
地ニ朝鮮ノ勞働者ガ相當多數勞働ニ從  
事ナサレテ居ルノガ見受ケラレマスガ  
其ノ結果ハ現地朝鮮ノ勞働力ニ不足ヲ  
來シ産米ニ重大ナ影響ハナイモノデア  
リマセウカ、其ノ邊ノ關係ヲ一ツ伺ヒ  
タイト思ヒマス

居リマシタガ、昭和十九年度ニ入りマシテ、初メハ〇〇人内地へ吳レルヤウニト云フコトデアリマシタガ、中頃ニナリマシテ〇〇人餘計入レテ吳レ、〇〇人吳レト云フ、然ルニ内地ノ勞務事情ガ窮迫シテ、更ニ〇〇人追加シテ〇〇人勞力ヲ寄越セト云フ風ナ御要望デアリマシタ、毎年〇〇人送リマスニ付キマシテモ、相當苦勞致シテ居リマスガ、今年ハ〇〇人ノ勞力ヲ出セト云フノデアリマス、併シ是モ内地ノ至上命令トアレバ、朝鮮トシマシテハ何トシテモシナケレバナリマセヌ、ソコデ〇〇人全部トハ參リマセヌガ、既ニ此ノ十二月迄ニ〇〇人ヲ送出シテ居ルト云フ状況デアリマス、御尋ノ勞務者ヲ内地等ニ送り出ス爲ニ、農村ノ勞力ニ枯渴ヲ來シテ、米其ノ他食糧ノ増産ニ支障ヲ來シハシナイカト云フコトハ、御尤モナ御懸念デアリマス、朝鮮ノ勞務給源ハ殆ドガ農村デゴザイマス、殊ニ京城カラ南ノ方ノ全羅南北道、慶尙南道、此ノ米地帶ニ於ケル農家ガ勞力ノ給源地ニナツテ居リマスガ、今日ノヤウニ非常ナ勢ヲ以テ勞力ヲ内地方面ガ要求セラレルト云フコトニナリマスト、其ノ點ニ付テノ若干ノ懸念ガナイトハ申サレマセヌガ、併シナガラ朝鮮トシマシテハ、尙婦人ノ勞力ノ使用ト云フコトニ付テハ、内地ニ比ベテハ未ダシデゴザイマスシ、尙最近學徒ノ勤労動員ト云フヤウナコトモゴザイマスルシ、殊ニ朝鮮ノ農村ト致シマシテハ、朝鮮ノ粗笨農業、朝鮮ノ農耕地、耕作戸數ト云フヤウナ點カラ考ヘマシテセ一町七段歩餘リニ相成ツテ居リマス尙此處ニ若干、何ト申シマスカ整備スルト申シマスカ、一戸當リノ耕作面積ガ、朝鮮全體ト致シマシテ、田畠ヲ合

ガ、南ノ方ハ一町一段程度デ人口ガ非  
常ニ稠密ニナツテ居リマスガ、是等ノ  
耕作面積ヲ適當一戸當リニ擴張スル、  
整備スル、斯ウ云フヤウナコトニモ致  
シマスレバ、或程度其處ニ、農村トシ  
テノ人口ノ適當ナ配置モ出来ハシナイ  
カ、サウンシテ今申シマシタ婦人ノ勞働  
ヲ獎勵スルト云フコトデ生産ノ低下ヲ  
防ギ、一面ニ於テ勞力ヲ供出シナガラ、  
農村ノ方ノ勞務給源ト云フコトニ付テ  
モ支障ノナイヤウニ致シテ行キタイ、  
斯様ニ考ヘテ居リマス。

○子爵綾小路護君 尚勞務關係ニ付テ  
御尋ネシタイノデスガ、是ハ速記ヲ止  
メテ戴キタイト思ヒマス

○委員長(侯爵徳川義親君) 速記ヲ止  
メテ下サイ

〔速記中止〕

ツトシテ考へテ居ル譯デゴザイマス、ソ  
租税ノ増徴、貯蓄ノ增强ソレダケデハ  
先程來段々御話ノアリマシタヤウニ、  
此ノ通賀膨脹ノ勢ヒヲ阻止スルニ尙十  
分デナイト思ハレル點ガアリマス、ソ  
レ等デ以テ目的ヲ達スルコトノ出來  
ナイ部分ニ對シテ、富籤式ノ證票ヲ發  
行シテ行カウ、斯ウ云フコトニナツテ  
居ルノデゴザイマス

○男爵周布兼道君 サウシマスト直接  
ニ大藏省カラ行ハレルノデアリマスカ、  
例ヘバ勸業銀行ナリ何ナリヲ通シテ、  
ア、云フ方面カラ出ルノデゴザイマセ  
ウカ、ドウデセウカ

○政府委員氏家武君 富籤ハ、實ハ  
富籤トハ申サナイコトニナツテ居リマ  
シテ、勝札ト云フ名前デ賣出スコトニ  
ナツテ居リマス、此ノ勝札ノ發行ハ、  
外ノ國ノ例ヲ見マスト、大抵政府ガ直  
接ニ發行致シテ居リマスガ、我ガ國デ  
今回實施致スモノハ、大體日本勸業銀  
行ヲ使フト云フコトニナツテ居リマス  
此處デ今迄割増金附ノ色々ナ貯蓄ノ方  
法ヲ取扱シテ居リマシテ、抽籤等ニ付  
テモ相當經驗モ技術モ持ツテ居リマス  
ノデ、其ノ方ノ手ヲ借りリ、併シサウ  
致シマスト勝札ヲ賣リマスレバ、マア  
大體半分位ノモノハ返サナイコトニナ  
リマスカラ、ソレダケ儲カルト云フコ  
トニナリマス、其ノ分ハ政府ノ方ニ納  
付サセル、斯ウ云フコトニ法律ノ上ニ  
モ規定致シテアリマス、是ハ臨時軍事  
費ノ財源ニナル、斯ウ云フコトニナツ  
テ居リマス

○男爵周布兼道君 サウシマスト、此  
ノ第十條ノ十二ナツハ、ソレニ當ルノ  
デゴザイマスカ

○政府委員氏家武君 サウ云フコト  
ニナリマス

○委員長 侯爵德川義親君 大體御質問ハ終リマシタデセウカ、ソレデハ是カラ討論ニ移リタイト思ヒマスガ、御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長 侯爵德川義親君 ソレデハ

昭和二十年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル等ノ爲ノ公債發行ニ關スル法律案

金資金特別會計法外五法律中改正法律案、此ノ二ツノ法案ヲ議題ニ供シマシテ、討論ニ移リタイト思ヒマス

○瀧川儀作君 私ハ大體原案ニ賛成致スノデゴザイマスガ、只今「インフレ」

ノ問題及ビ富鐵ノ問題が出来シタノデ

ゴザイマスガ、公債發行ノ割當ノ運營

法ト言ヒマスカ、割當方法其ノ他直接

之ト關係アリマセヌガ、稅ノ徵收方法

ニ付テハ相當議論ガアリマスケレドモ、

單ニ「インフレ」ノ面カラ見タナラバ、大

藏省ノ稅率ハ順調ニ行ツテ居ルンデヤ

ナイカ、斯ウ存ブルノデゴザイマス、

併シナガラ私ハ多年勞働者ヲ使用シマ

シタ經驗上、色々此ノ方面ノ調整ヲ致

シテ見タナデアリマスガ、農產物、林

產物或ハ水產物ニシテモ、鑑山「マイ

ニング」ノ方ノ鑑業ノ生產品ノ原價ニ

付テモ、勞銀ガ大部分ヲ占メテ居ル、

統計モ取ツテ見タコトモアルノデアリ

マスガ、完全ナモノデアリマセヌカラ

差控ヘテ置キマスガ、八十「パー」セント位ハ勞銀デアリマス、勞働者ハド

ウシテモ貯金ト云コトハ、色々何十年

間私ヤツテ見マシタガ、政府ニ貯金

ヲタル、銀行ニ貯金ヲスルコトヲ嫌ヒ

マシテドウシテモ此ノ際勞働者ノ金ヲ

吸収スル方法ヲ採ルニハ富鐵ノ方法ヨリ外ニナイヂヤナカ又是以外ノ臨時ノ

不勞所得ト言ヒマスカ、臨時ノ戰時ノ事業、軍事業ヲ始メトシテ、其ノ他戦

争ニ關係ノアル事業ヲ經營セラレテ居ルモノニ相當大キチ收穫モアリマスガ、御配當制限ガアツタリ致シマシテ、色々其ノ處分ニ因ル、サウ云フモノヲ吸收

スルノハ富鐵ノ方法ニ依リマスカ、或

ハ競馬ヲ馬匹獎勵ト言ヒマスカ、モ

ウ少シ盛ニナサイマスカ、或ハモウ

一ツ進ンデハ、清算取引所ハ殆ド全

廢セラレタヤウナ形ニナツテ居リマ

スガ、是等ノ方面ニ、モウ少シ監督ヲ

嚴ニシテ、盛ニシテ吸收スルヤウニ

スルニ非ザレバ、「インフレーション」

防止ハ困難デヤナイカ、斯ウ云フ意味

合カラ社會問題、道徳問題トシテハ、

多少議論ノ餘地ガアルカエ知レマセヌ

ガ、富鐵ナソカモ方法ニ依リマスガ、名

前ハ何デモ宜シウゴザイマスガ、之ヲ

認メルコ、ハ此ノ際已ムヲ得ヌノデヤ

ナイカ、惡性ノ「インフレ」ノ發生スル

原因ニナルモノハ、勞働者ノ所得カラ

來ルノデアリマス、彼等ハ禮儀ヲ辨ヘ

ナイデ害毒ヲ流スノハ、一番アノ方面ニ

多イト思ヒマスカラ、此ノ方面ニ相當

議論ノ餘地ハアリマスケレドモ、政府

ノ政策はナリト信ジテ、私、原案ニ賛成スルノデアリマス

○委員長 侯爵德川義親君 外ニ御意見ハアリマセヌカ、ソレデハ、ナケレバ討論ヲ終結致シマシテ、採決ニ移リ

タイト思ヒマス、御異議ゴザイマセヌ

カ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長 侯爵德川義親君 御異議ナ

イト認メマス、兩法案共原案通リテ御異

議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長 侯爵德川義親君 御異議ナ

イト認メマス、兩案共全會一致ヲ以テ、

原案通り可決致シマシタ、有難ウゴザイマシタ、是テ委員會ヲ終リマス

午後零時十一分散會

出席者左ノ如シ

委員長 侯爵德川 義親君

副委員長 兒玉 謙次君

委員 伯爵堀田 正恒君

子爵柳澤 光治君

子爵綾小路 護君

男爵周布 兼道君

黒田 英雄君

松本 學君

瀧川 儀作君

諸橋久太郎君

塩田 國平君

大藏大臣 石渡莊太郎君

政府委員

内務省管理局長 竹内 德治君

朝鮮總督府財務局長 水田 直昌君

臺灣總督府財務局長 高橋 衡君

大藏政務次官 小笠原三九郎君

大藏參與官 田村 秀吉君

大藏省總務局長 山際 正道君

大藏省主計局長 植木庚子郎君

式村 義雄君

大藏書記官 鎌谷 直光君